

海外工事における陥り易い問題解決手法の紹介 “漏水による損害賠償争議への対応”

前田建設土木事業本部国際支店台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫

1. はじめに

海外工事では日本式マネジメントは通用しないということは、多くの先人が提言している。これは古くて新しい問題である。日本式マネジメントの特徴は、第1に施主は神様であるとする事。第2は争議を嫌う事、特に訴訟という文言に弱い事。この2つに代表される。このため事件が起こった時に施主に気を使って、適時な主張が出来ない事が多く、最終的に変更やClaimにつながらず、ひいては原価率が悪くなってしまう場合が多い。ここでは台北地下鉄工事において実際に経験した“事例”を単純化して紹介し、日本式マネジメントによる問題解決手法の悪さについて説明する。今後の海外工事成功戦略の一助になればありがたい。

2. 争議事例の概要

(1) 整流器室の引き渡し

我々の工事は土木、建築、軌道および一部の設備工事であり、施主は台北地下鉄局中工處である。我々は施主に2012年4月13日、駅内部の整流器室を引き渡した。しかし工事契約¹⁾では、このMS2はメンテ開始のMS(マイルストーン)では無いので、メンテはまだ開始されていない。しかし部屋のカギは施主の中工處に渡し、中工處は既にカギを設備担当部處に渡しているのである。設備担当部處は、同じ地下鉄局組織内の機工處である。機工處と中工處は並列な部處であり、我々と機工處の間には契約関係はない。

(2) 漏水による整流器の破損

整流器室の引き渡し後、機工處と契約した設備業者が入場して、整流器を設置、電車の試運転を開始した。そんなある日(2014年08月01日)突然整流器がその部屋の天井からの漏水により破損したので、土木工事業者は直ちに止水せよとの連絡が機工處からあった。我々は次の日に止水作業を完了した。その後、直ちに整流器の修理が必要でその費用は、土木工事担当の業者が負担すべきであるとの通知がされた。我々は整流器修理費用の請求について保険適用を条件とする事で支払いに応じた。そして我々は設備に関しては専門外であるため、保険業者との技術的な交渉および必要書類の作成は設備業者をお願いする事を同様の会議(2014年8月21日)記録に明記した。

(3) 修理費用の請求と圧力

後日(2014年12月2日)、整流器の修理が完了し、修理業者への支払い額(見積もり額)が設備業者から中工處を通して当社に渡された。全体費用は約1,600万円、その内、修理費用が150万円程度、その他は部品の交換費用だった。しかし我々は交換部品の破損状態を示す検査書が無いと保険適用にならないと主張。後日その検査報告書が提出されたが、その報告書によると交換部品の検査結果は全て「合格」の文字が示されていた。そこで我々は修理費用の負担は認めるが、部品の交換費用はこのままでは保険適用できないので、部品交換が必要であるとする説明書類を追加資料として求めた。しかし設備業者は、通車試験を遅らせる事が出来ない状況の中での、修理であり緊急性から交換は止むを得なかったと主張、そして交換する事は貴社にも通知しているとして書類作成を拒否、万一保険適用にならなくても当方が全額支払うべきであると主張して来た。そしてさらに設備業者は、支払いが遅れるなら、当社を訴えると脅して来た。設備業者の施主である機工處も通車試運転を工期内で完成させた設備業者の言い分に道理があるとして、我々が早期の支払いに応じないなら、

キーワード 海外工事, 保険, 漏水, 損害賠償, 争議, メンテナンス,

連絡先 前田建設台湾出張所 台北市大同区重慶北路1段1-1号4F tel.02-2558-8590 ex.302

我々の工事出来高から 1,600 万円を控除すべきとして我々の施主である中工處に文書で通知, 圧力を掛けて来た。中工處と機工處は同じ台北地下鉄局の部所であるが、契約的には独立した関係の機関である。しかし中工處は、我々が設備業者の修理費用の支払い要求に応じるまでという説明で、我々の出来高 1,600 万円を契約上の理由説明も無く保留したのである。我々は両施主から責められるに至った。

3. 争議と本社の考え方

この状態となって私は、本社に伺いを立てた。設備業者と機工處、中工處の主張は理不尽なので、支払いに応じない事。そして 1,600 万円の保留に対しては契約違反として争議に進む事を説明した。設備業者は提訴しないだろうと追加説明したが、本社の解答は次の通りであった。「どの様に考えても、整流器を破損させた原因は漏水であり、その責任は当社にある。設備業者は緊急事態なので自らの出費で修理、部品交換までして、試験工程に間に合わせたことは有りがたい事である。打ち合わせ記録によると、設備業者は部品の交換が必要である事を我々にも述べている。その時、我々は何も発言していない。今になって部品交換の必要性を文書で求めても通じない。日本の地下鉄工事では類似事例は探しきれないが、マンションの漏水問題の実例では、施工業者が全ての責任を負ってお客さんの損害に対応している事例が多数ある。したがって、早期に支払いに応じないと設備業者は当社を提訴するだろう、その結果当社は確実に敗訴、利子を付けての支払いを余儀なくされる。よって設備業者からの請求額 1,600 万円の支払いに早急に応じ、出来高の保留を解除してもらうべきである。」

4. 現場対応と争議の解決

この本社指示に驚いた私は、数社の現地弁護士の意見を基に本社説明に翻弄した。弁護士事務所の意見は大体次の通りであった。「漏水処理は貴社の責任である。しかし貴社は整流器室への出入りは出来ないので、室内の漏水状態は不明である。一方で地下鉄駅の構造部屋には漏水の可能性が有る事は周知のことである。整流器のメンテは設備業者または機工處の契約に属するハズである。貴社はたとえ提訴されても十分戦える。」しかし弁護士の言葉には「確実に勝訴する」という言葉が無いためか本店は、1,600 万円の支払い要求に早急に応じる考えに変化はなかった。本店指示に従わない私は、背任者として認識されるに至った。

一方で、保険の適用は当初からの我々の主張である事、検査報告書が「合格」では保険適用されない事、さらに出来高保留に関する契約²⁾によると今回の出来高保留は契約違反である事を施主に文書で説明した。その後、支払に応じないためか、時間はかかったが保険関連書類はどうか作成され、保険会社は支払いに応じた。我々は 150 万円の修理費用の支払いには応じた。保留金は 2015 年 11 月に解除された。保険会社は 2015 年 12 月 10 日の会議で彼らの査定では、その整流器の新品購入価格が 1,000 万円程度にすぎない事を述べた。

5. まとめ

この事例は、今考えれば単純で、騙される方が悪い事例なのかもしれない。しかし上述の事件の様に施主に責められ、業者から訴訟すると脅されれば、海外工事の経験が皆無な場合“施主は神様で争議を嫌う”が故に、支払いに応じる方向での問題解決手法を安易に選んでしまうのである。

海外工事の契約書には、争議の解決方法³⁾が法的手段を含め明確に書いてある。つまり争議は業者の当然な権利であり、訴訟は交渉手段の一つにすぎないのである。海外工事では施主、下請け、職員、近隣等それぞれが自己利益を守るために個々の権利を主張し合う事が多い。この時、争議を避けるのではなく、恐れずに合理的に解決しようとする事が、海外工事の原価率を保つ一つのカギであると感じている。

参考文献

1) 工事契約, 一般条項補充規定 6. 竣工時間, 2) 同左一般条項 Q. 出来高の保留・・・, 3) 同左 V. 争議処理以上